

令和5年第3回 邑南町議会臨時会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和5年5月9日（令和5年5月1日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 議 令和5年5月9日（火） 午前9時31分
 散会 午後3時28分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	大賀 定
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	保健課長	坂本 晶子
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	高瀬 満晃

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
3番	野田 佳文	4番	日高八重美

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和5年第3回邑南町議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年5月9日（火）午前9時30分開会

開会、開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
（邑南町税条例の一部改正）
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
（邑南町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度邑南町一般会計補正予算第15号）
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第5号）
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第6号）
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第4号）
- 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度邑南町下水道事業特別会計
補正予算第6号）
- 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第4号）
- 日程第11 議案第40号 財産の取得について
（おおなんバス車両購入）
- 日程第12 議案第41号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第1号について
- 日程第13 発委第3号 邑南町議会委員会条例の一部改正について

令和5年第3回邑南町議会臨時会議事日程（第1号の追加1）

令和5年5月9日（火）

追加日程第1 議長辞職の件

令和5年第3回邑南町議会臨時会議事日程（第1号の追加2）

令和5年5月9日（火）

追加日程第2 議長の選挙

令和5年第3回邑南町議会臨時会議事日程（第1号の追加3）

令和5年5月9日（火）

追加日程第3 議席の変更

令和5年第3回邑南町議会臨時会議事日程（第1号の追加4）

令和5年5月9日（火）

追加日程第4 副議長辞職の件

令和5年第3回邑南町議会臨時会議事日程（第1号の追加5）

令和5年5月9日（火）

追加日程第5 副議長の選挙

令和5年第3回邑南町議会臨時会議事日程（第1号の追加6）

令和5年5月9日（火）

追加日程第6 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

追加日程第7 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

追加日程第8 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

追加日程第9 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

追加日程第10 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

追加日程第11 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

追加日程第12 議会改革特別委員会委員の辞任の件

追加日程第13 議会改革特別委員会委員の辞任の件

追加日程第14 議会改革特別委員会委員の辞任の件

追加日程第15 議会改革特別委員会委員の辞任の件

追加日程第16 議会改革特別委員会委員の辞任の件

追加日程第17 議会改革特別委員会委員の辞任の件

追加日程第18 議会改革特別委員会委員の辞任の件

令和5年第3回邑南町議会臨時会議事日程（第1号の追加7）

令和5年5月9日（火）

追加日程第19 常任委員会委員の選任

追加日程第20 議会運営委員会委員の選任

追加日程第21 特別委員会委員の選任

追加日程第22 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙

追加日程第23 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙

追加日程第24 江津邑智消防組合議会議員の選挙

令和5年第3回邑南町議会臨時会 会議録

【令和5年5月9日（火）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） ただ今から、令和5年第3回邑南町議会臨時会を開会いたします。

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。3番野田議員、4番日高議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 会期の決定 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。会期の決定を議題といたします。お諮り^{はか}をいたします。本臨時会の会期は、本日5月9日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日5月9日の1日限りとすることに、決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めること  
（ 邑南町税条例の一部改正 ） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第3。承認第2号専決処分の承認を求めることを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 承認第2号の提案理由をご説明申し上げます。承認第2号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは地方税法などの一部改正にともない、邑南町税条例の一部改正を専決処分したものでございます。なお、全ての議案の詳細につきましては、お手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますので、ご確認ください。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 専決処分をする理由を教えてくださいたいんですが、全議案関わることなのでここで一度だけ聞かせてください。町長にお聞きしたいんですけど、3月31日の専決処分っていうのは非常に不自然ではあるんですが、そうすると議会が通年議会にすればこういうことはしなくても済むのかどうか、どう思われるかそこを教えてくださいたいんです。今までずっとやってて急にこういうこと言って

大人げないような気はするし、3月31日の専決処分はある意味必要悪であったりお互い触れない部分かなとは思いつつきたわけですが、退職された方が書かれた本の中に、ちょっとそこ紹介するので聞いてください。3年前に飲食業に対して補助金を交付した。コロナ関係の交付金を4月に交付した、つくったときのお話です。当然当初予算にないのでっていうことで、議会の承認を得て予算を執行するのが行政の役割なのだが、この辺りが行政がスピード感がないと批判される理由の一つでもある。議会制民主主義は、予算や事業を十分に審議できるというメリットはあるが、災害などの緊急時には弱い面があるのは否定できない。大きな問題提起だと思うんです。そうすると議会側が通年議会にすれば、3月31日に専決処分をすとか、4月に早々に議会が開けないとか、災害時に困るってことはないと思うんですが、町長は町の執行部であるし議会に議員としておられた時期もあるので、対応は議会が通年議会にするしかないと思うんですが。してないからいけないのか、すればこういう3月31日に専決をしなくても済むのか。そこを教えてください。

**○日高副町長（日高輝和）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、日高副町長。

**○日高副町長（日高輝和）** 町長が答える前でございますけども、少し私のほうから述べたいと思いますけども。専決処分につきましては地方自治法の規定によりまして、通常の場合ですと時間的な余裕がないために専決処分ができるということになっておりまして、やはり、国の法律等の交付時期等のこともあって、この税条例につきましては国のほうの関係の決定が、3月31日付けということになりますので、そういう時間的な余裕のない中で専決処分ということ、町長の専決事項として認められている中で専決処分をしているところでございます。通年議会ということにつきましては以前から提案等もいただいている中でございますけれども、通年議会にしても、そののへんのどうしても専決といいますか、通年議会にした市町の状況を私も確認をしておりますけれども、国の法律改正等が3月31日になったとき。例えば3月31日に、通年議会の制度であれば3月31日に議会を開いていただけるかどうかということもあると思いますけれども、基本的にはなかなかタイミング的に難しいんじゃないだろうかと個人的には思っているところでございます。できるだけこの専決処分というのは行わずに、議会の議論の中で議会の議決を得ながらやっていくことが基本だと思いますし、大屋議員さんもいつも言っておられますけども、信頼関係の中でやっている部分も必要だと私は思っているところでございます。できるだけ事前の説明

等も踏まえてしっかり理解をしていただいた中で、専決処分の案を出したいというのはありますけれども、やはり、災害等もありますしどうしても緊急的にやっていきたいところもありますので、これまでそのへんは認めていただいていたんだと思っておるところでございます。答えにならないかもしれませんが、私からはそういう説明にさせていただきますと思います。

●石橋議長（石橋純二） どうですか。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 結局、信頼関係を崩したのはここに書いてあるように、町の行政をよくわかって、今そういう研修活動をされとる議員さんが堂々と書かれて、スピード感がないよって。それは行政が悪いんじゃないくて議会制民主主義の問題だって言われたら、じゃあ通年議会にして3月31日に毎年専決処分しとるんだったら開けばいいじゃないですか。開催するのに何ら準備はいらなくて、31日来てくださいいって言えば。議会が来ればいいので。これ集まることができなければ専決処分はできるけど、時間的いとまが無いってことはもう言えなくなってしまうので。だから、手続上問題があるんであれば通年議会にすれば済む話だと思うんです。4月に入ってもいつでも何が起こっても議会が開けるので。そういうのを踏まえて、町長はどう思われるかを教えてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 一番考えなきゃいけないのは、安易に専決処分をすることはいけない。そこは議会との信頼関係の問題だろうと思います。その辺りの専決処分の仕方。通年議会も含めてご提案もあったわけありますので、できるだけ専決処分をしない形でどういう形がいいのかということ、もう少し検討させてもらえば思っております。ここで明確に通年議会で私がOKだというのも、ちょっと執行部側の我々の検討不足もあるものですから、もう少し検討させていただいて今後の議論にさせていただきますと思います。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） どこまで深く入るかなんですけど、結局、今まで専決処分をした時に議会を開く暇が無いっていう言い方になってしまうと、何か集まらない議会が悪いみたいに聞こえるので、僕は毎年3月31日にいつ来いって言われてもいのように待機しとるんですけど、何ら声がかからないなと思とるのが本音です。通年議会にしたら解決できるんですかって聞いたのは、専決しないようにって言われたんだけど、結局、議会に問題があって手続に問題があって専決処分をしなきゃいけないのか、どういう事情なのかっていうことなんだと思うんです。そうすると、執行部側の事情なのかその問題もあると思うけど、それを職員も皆さん知ってるのかどうかっていうことです。執行部側のやむを得ない事情で、こういう専決処分をしとるかどうか。まるで、議会が悪いみたいに書かれてしまうとどうなのか。議員の役割ってというのは、今回も統一地方選挙あって、議員はただ住民の意見や要望を伝えにきとるだけじゃなくて、住民の代理人として条例とかの審査をしなきゃいけない。特に、税条例なんて住民の負担に関わることなので、国が決めたらそのままいいかどうかは別問題だと思うんです。国保税の限度額だって国のとおりにしなければ交付金が減るかもしれないけれど、これは否決しとる議会はいっぱいあるし、それぞれの事情に応じて国どおりするしないっていうのも判断できるはずだけど、全部専決されてしまうと、特に税条例なんて議員の役割何にもないですよ。だからそういう意味で、議会が悪いのか執行部が悪いのかってもう一度考えて欲しい。そういう思いでの質疑ですが、もう一度聞きますけど通年議会にすれば3月31日の専決処分はなくなりますか。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） まず、議会が悪いとか執行部が悪いとかいう問題ではないと思っております。これは、地方自治法制度の問題ですので、議会が悪いとか、執行部の対応をどうするかが悪いとかいう問題ではないではないとは思いますが、問題点としては大屋議員おっしゃることはわかっております。ただ、3月31日付けでということになりますと、これまでの慣例的なところで私どももやっておりますけれ

ども、やはり事務的な手続と申しますかそのへんのことも含めて、かなり事務量的なことは増えてくると思っておりますが、できないことはないと思っております。ただ、非常に事務量的にも非常に煩雑になると想定はできると思っております。

●石橋議長（石橋純二） それでは、またしっかりと検討していただくようお願いいたします。ほかにございませんでしょうか。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） はい、無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第2号専決処分の承認を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、承認第2号専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めること
（ 邑南町国民健康保険税条例の一部改正 ） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第4。承認第3号専決処分の承認を求めることを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 承認第3号の提案理由をご説明申し上げます。承認第3号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは地方税法などの一部改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第3号専決処分の承認を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、承認第3号専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めること  
（令和4年度邑南町一般会計補正予算第15号））

●石橋議長（石橋純二） 日程第5。承認第4号専決処分の承認を求めることを議題



といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 承認第4号の提案理由をご説明申し上げます。承認第4号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは令和4年度邑南町一般会計補正予算第15号により、歳入歳出それぞれ9,995万9,000円を減額することについて、専決処分したものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、4番日高議員。

●日高議員（日高八重美） 一般会計補正の予算第15号なんですけども、先ほどの第2号のときに専決処分のことが質問に出されてましたけど、その中でもおっしゃられたように、行政は議会の承認を得て事業を執行するというのを先ほども確認されましたけど、今回の令和4年度の事業について議会の承認を得て執行されたという点で、何点か十分な執行がされていないんじゃないかなというところで、その原因はなんだったのかということを知りたいと思います。一つは情報みらい課のポストコロナ誘客のPV展開事業というところで、これは令和4年度の重点事業の一つだったと思うんです。1,650万の予算があったと思います。結局最終的には869万4,000円という額になってます。ほかにも産業支援課の瑞穂ハイランドの件、臨時交付金を使った事業でリフト券497万円の予算に対して最終的には76万1,000円。これは事業所の経営支援だとかスポーツ振興でスポーツ人口を増やそうとかそういう意味合いがあったと思うんですけど、これが十分に執行されていないということから、令和4年度の事業なのでこのまま承認をしてしまうと何ができて何ができなかったのか、減額なんでいいんじゃないかというふうに簡単にちょっと思えないぶぶんがあるんです。議会も承認した事業であるにも関わらず十分なことができてなかった。その原因とその辺り原因が何だったのかということがちょっと知りたいんですけど、それぞれのところでご説明いた

だけますでしょうか。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、柳川情報みらい創造課長。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） ご指摘いただきましたプロモーションビデオの作成についてですが、これにつきましては、大きなものとして吉本興業へ発注いたしましたプロモーションビデオ5話分、全体で言いますと約40分ぶんのプロモーションビデオがございます。こちらのほうが約800万程度。このほかに、おおなんケーブルで制作しました番組を、YouTube（ユーチューブ）にアップするというものがございます。これらをあわせて事業の全体となっております。これ以外に、いわゆる宣伝的なものに使うという見込みもございましたが、最終的にはちょっとかないませんでしたので予算が減額となっております。内容としましては、公式の邑南町YouTube（ユーチューブ）チャンネルのほうに動画をアップしております。こちらのほうで成果と見ていただきたいと思っております。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 瑞穂ハイランドリフト券助成事業費についてでございます。これは瑞穂ハイランド、町民の利用に対して一定の助成をしようという事業で計画したものでございます。今回専決の補正、予算で420万9,000円の減額をいたしております。原因といたしましては、一つは営業日数が当初46日と見込んでいたものが37日となったこととございます。もう一つ理由がでございます。当初見込んでおりました人数が、実際の利用者数と非常にかい離があったということとございます。例えば、主要な部分で言いますとリフトの1日券の利用者数でございますが、当初2,100人と見込んでおりましたが、実際の利用者数は298人という状況でございます。補正予算成立後、広報・小中学校あるいは広報無線・ホームページ・リフト券の販売現場などにおきまして広報に努めてまいりましたが、実際は利用者数が減少していたということとございます。当初の見込みについて現場などの状況を聴き取りながら計画をしたわけとございますが、その数字が若干見込みを大きく見込みすぎたというところが、今回の減額の原因と分析をしております。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、私も2年間議員やってきて、議会の流れとか議会が承認したことがどう執行されていくのかっていうのが、まだ十分ではないんですけどなんとなく流れは理解できている部分もあるんですが、ただ、お金だけの問題じゃなくて、内容がどうだったのかというところのまとめのところ。今5年度になったので、令和4年度のいろんな事業のまとめは9月の決算でされるんだと思うんですけど。でも、この専決をもうしてしまうとこの問題は、今のPVにしてもハイランドの問題にしても、この臨時議会が終わってしまうと何か忘れ去られていくみたいな気がして、やっぱりその事業が計画どおりいかなかったのはなぜなのかというところの、総括というのはきちんと示していただきたいという思いがあってこの質問をしました。以上です。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。はい、ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第4号専決処分の承認を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、承認第4号専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 6 承認第 5 号 専決処分の承認を求めること
(令和 4 年度 邑南町 国民健康保険事業
特別会計補正予算第 5 号))

●石橋議長（石橋純二） 日程第 6。承認第 5 号専決処分の承認を求めることを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 承認第 5 号の提案理由をご説明申し上げます。承認第 5 号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは令和 4 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号により、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 8 6 7 万 2, 0 0 0 円を減額することについて、専決処分したものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」 の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

(「ありません」 の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

(「ありません」 の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。承認第5号専決処分の承認を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、承認第5号専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めること  
（ 令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業  
特別会計補正予算第6号 ） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第7。承認第6号専決処分の承認を求めることを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 承認第6号の提案理由をご説明申し上げます。承認第6号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ17万3,000円を減額することについて、専決処分したものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより、議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。承認第6号専決処分の承認を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) はい、全員賛成。したがって、承認第6号専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めること
(令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号))

●石橋議長(石橋純二) 日程第8。承認第7号専決処分の承認を求めることを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 承認第7号の提案理由をご説明申し上げます。承認第7号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ446万8,000円を減額することについて、専決処分したものでございます。

●石橋議長(石橋純二) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。承認第7号専決処分の承認を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、承認第7号専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めること  
（ 令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号 ） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第9。承認第8号専決処分の承認を求めることを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 承認第8号の提案理由をご説明申し上げます。承認第8号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ146万6,000円を減額することについて、専決処分したものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第8号専決処分の承認を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、承認第8号専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めること
（ 令和4年度邑南町電機通信事業特別会計補正予算第4号 ） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第10。承認第9号専決処分の承認を求めることを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 承認第9号の提案理由をご説明申し上げます。承認第9号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは令和4年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ130万円を減額することについて、専決処分したものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。承認第9号専決処分の承認を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、承認第9号専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第11 議案第40号  
財産の取得（おおなんバス車両購入） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第11。議案第40号財産の取得を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第40号の提案理由をご説明申し上げます。議案第40号は財産の取得についてでございますが、これはおおなんバス車両1台を購入しようとするものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 取得に関しては当然でありますし、老朽化に伴う走行距離もあるということも伺っておりますのでそれにはないんですが、ただ参考のために聞かせていただきたいことが1点あります。取得金額につきましてもこれまでの同様のバスからすれば、いろんな物の高騰とか諸事情により上昇している点は理解もいたします。ただ、このバスの選定をされる上で、メーカーもあればグレード、内部の仕様、予算の関連も出てくると思うんですが、それに加え実際利用される方が一番利用しやすい快適に乗っていただくようなものにしていくのが当然だと思うんですが、この点その車種を限定される場合委託運行业者のご意見が反映されるのか、あとは高齢者がよく使われるのでそういったものを配慮した上でのバスの選定になっているか。こういった形のプロセスで決定をされていくのか教えてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） おおなんバスですけども、今回の使用する路線ですが基本的には大朝線を想定しております。この路線はかなりの需要がある路線ではありますので、乗車人数に応じたバスの人数定員を想定しています。さらに言いますと、冬の降雪時に関連しますと4WDの車でないと運行に支障があるということ

で、この4WDのバスの選定なんですけど、今三菱ふそうローザロングボディーの4WDしかないということで、車種を限定させていただいて入札をかけたということでございます。以上です。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 路線によっても仕様も異なるし、利用対象者に配慮しながら車種を選定されていっとると理解をさせていただきましたので、その点は了解をすることでございます。あとは私も車には詳しくはないですが、前エンジンとか後ろエンジンを載せたバスのメーカーによってあるわけなんですけど、こういったものもやはり一つの選定の対象になるのかどうか。あとは、先ほども言いましたが運行業者さんも多くおられるわけではないんですが、そういった運転手さんのご意見等も事故もあってはならないので、そういった面もヒアリングなりいろんな選定の一つの視点になっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 先ほども申しましたように、今回の物品購入に関してはこの車両しかないということが前提である。ほかにも一昨年に入札をかけたバスがございます。それに対しては、使用していたバスに準じて車両の選定をしているということがありますので、そのへんがまだ車の機能みたいなところまでは具体的には検討していませんが、やはり使っていた路線に納入するバスとしてふさわしい車両を選定していると考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） あと最後にもう一つ言っておきたいといたしますか思いますことは、老朽化もありますけどかなり故障が多いように思います。代用にまた違う路

線のバスをもっていかなければならないことも多々あると思いますので、その路線に限定したものよりも全般的にやはり対応できるというようなバスの選定も、今後必要になってくるかもしれませんので、そういった視点も考えておいていただければと思います。バスが小さくなったり何でかなと思ったら故障とかが結構多いようなので、その点も早め早めに対応していただくことが大切ではないかと思います。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 答弁よろしいですか。

●辰田議員（辰田直久） はい。

●石橋議長（石橋純二） 他にございませんでしょうか。無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第40号財産の取得に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、議案第40号財産の取得につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第12 議案第41号
令和5年度邑南町一般会計補正予算第1号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第12。議案第41号令和5年度邑南町一般会計補正予算第1号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第41号の提案理由をご説明申し上げます。議案第41号、令和5年度邑南町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ5,651万2,000円を追加するものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第41号令和5年度邑南町一般会計補正予算第1号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、議案第41号令和5年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第13 発委第3号

邑南町議会委員会条例の一部改正について）

●石橋議長（石橋純二） 日程第13。発委第3号邑南町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

●大屋議会運営委員長（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議会運営委員会委員長。

（大屋議会運営委員会委員長登壇）

●大屋議会運営委員長（大屋光宏） 発委第3号について説明をします。発委第3号。令和5年5月9日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者。議会運営委員会委員長、大屋光宏。邑南町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により別紙のとおり提出します。提案理由です。今回の改正は2点あります。内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。1点目は、第5条第2項の議会運営委員会の委員の定数を、7人から11人に改正するものです。これにより全議員が議会運営委員会に参加することができ、議会運営が円滑になることを図るものです。議員定数は13人ですが、委員会の定数は11人。議長・副議長はオブザーバーでの参加で、全員参加という意味になります。2点目は、現在設置している議会広報特別委員会を廃止し、新たに常任委員会を設置するものです。常任委員会の名称を議会広報公聴常任委員会、広報は広く知らしめる公聴は公に聴く、広報公聴常任委員会です。委員の定数は6人。所管は議会の広報公聴に関することです。邑南町議会基本条例第12条では議会広報の充実を図らなければならないとしており、議会が行う広報公聴活動として定例会ごとに発行している議会だよりでは、議会活動のプロセスや結果を町民に広報し、年1回各公民館で開催している町民意見交換会などの公聴活動からは、地域課題や町民ニーズを集約し議会と町民をつなぐ役割を担っています。町民から負託を受けた議会として説明責任を果たす観点からも、議会における広報と公聴は、住民自治を実現する根幹となるものです。このように1年をとおして広報公聴の活動があることから、邑南町議会委員会条例の別表に加えるものです。附則とし邑南町議会委員会条例の一部改正について。邑南町議会委員会条例の一部改正については、この条例は公布の日から施行する。本日議決をいただきますと速やかに交付手続に入り、即施行をしたいと考えています。施行の際には現に設置されている議会広報特別委員会は廃止するものです。以上よろしくお願いたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（大屋議会運営委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。発委第3号邑南町議会委員会条例の一部改正に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、発委第3号邑南町議会委員会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 邑南町議会委員会条例公布 ）

●石橋議長（石橋純二） ここで休憩に入らせていただきます。執行部の皆様はご退席ください。ただ今より休憩といたしますが、再開は10時30分といたします。

—— 午前 10時 22分 休憩 ——

（ 石橋議長は漆谷副議長へ辞職の申し出後、議場外で待機 ）

(執行部により 邑南町議会委員会条例公布)

—— 午前 10時 30分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加① 副議長発議 )

●漆谷臨時議長 (漆谷光夫) 再開をいたします。先ほど石橋議長より議長の辞職願いがなされました。したがって、私が議長の職を務めさせていただきますのでよろしくお願いたします。ここでお諮りをいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思ひます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●漆谷臨時議長 (漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。ここで暫時休憩といたします。

—— 午前 10時 31分 休憩 ——

( 配布：議事日程 ( 第1号の追加1 ) )

—— 午前 10時 33分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第1 議長辞職の件について)

●漆谷臨時議長 (漆谷光夫) 再開をいたします。追加日程第1。議長辞職の件を議題といたします。石橋純二氏の議長の辞職を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、石橋純二氏の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。ここで石橋議員の入場を許可いたします。

（事務局長誘導により石橋議員入場）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 石橋議員にお知らせをいたします。あなたより出されておりました議長の辞職願いは、許可されましたのでお伝えをいたします。ここで休憩とさせていただきます。議員の皆さんは第2委員会室へお集まりください。

—— 午前 10時 33分 休憩 ——

（ 議員懇談会 ）

（ 選挙準備 ）

—— 午前 10時 45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程の追加② 副議長発議 ）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 再開をいたします。議長の辞職により議長が欠員となりました。お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定をいたしました。ここで暫時休憩といたします。

—— 午前 10時 45分 休憩 ——

( 配布：議事日程 ( 第 1 号の追加 2 ) )

—— 午前 10時 45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第 2 議長選挙)

●漆谷臨時議長 (漆谷光夫) 再開をいたします。追加日程第 2。議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

(事務局長が議場出入口 2 か所施錠を確認)

●漆谷臨時議長 (漆谷光夫) ただ今の出席議員数は 13 名でございます。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人は 2 名とし、5 番瀧田議員、6 番平野議員を立会人に指名いたしたいと思っております。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

●漆谷臨時議長 (漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、立会人に 5 番瀧田議員、6 番平野議員を指名いたします。それでは投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布)

●漆谷臨時議長 (漆谷光夫) 念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷臨時議長 (漆谷光夫) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(事務局長、投票箱の点検を行う)

●**漆谷臨時議長（漆谷光夫）** 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。被選挙人の氏名を記載の上点呼に応じて、順番に投票してください。それでは記載をお願いします。

（記載）

●**漆谷臨時議長（漆谷光夫）** それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票してください。

●**井上事務局長（井上義博）** 失礼いたします。それでは、議席番号と氏名を読み上げますので順次投票をお願いいたします。1 番奈須議員。2 番鍵本議員。3 番野田議員。4 番日高議員。5 番瀧田議員。6 番平野議員。7 番和田議員。8 番宮田議員。10 番大屋議員。11 番中村議員。12 番辰田議員。13 番石橋議員。9 番漆谷議員。

（最後に臨時議長が議長席で投票）

●**漆谷臨時議長（漆谷光夫）** 投票漏れはありませんか。

（「ありません」の声あり）

●**漆谷臨時議長（漆谷光夫）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これより開票を行います。5 番瀧田議員、6 番平野議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票：事務局長開票。臨時議長、5 番瀧田議員、6 番平野議員は立会）

●**漆谷臨時議長（漆谷光夫）** 選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。有効投票13票。有効投票のうち、石橋議員8票。漆谷議員4票。日高議員1票。以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって石橋議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

（事務局長が議場出入口2か所解錠を確認）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） ただいま議長に当選されました石橋議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして当選の告知をいたします。石橋議員あなたが邑南町議会議長に当選されました。ここで新議長に承諾のご挨拶をお願いいたします。

（自席で）

●石橋議員（石橋純二） 失礼いたします。ただ今議長選挙におきまして皆様からご推挙いただきました。誠にありがとうございました。本当の身の引き締まる思いでございます。今年度また来年度にかけましては、本当にこの邑南町大きな事業を抱えておるところでございます。この邑南町が誤ることなき道を進めるように、しっかりと頑張っていきたいと思っております。また先ほどお約束をいたしました、公平公正の議会運営については、公平公正の原則を旨として、更に執行部の案に対しても是々非々の立場で臨んでまいりたいと考えております。それから開かれた議会となりますよう、また努力をしてまいる所存でございます。それから先ほども申しましたけれども、議員の皆様お一人お一人が選ばれてこの議場におられるわけでありまして。その議員の皆さんが、主体的にそして主役となって活動できるよう、私自身努力をしてまいりたいと思っております。またそのことによって町民福祉の向上、それから町民の皆さんが安心安全で過ごせるよう、一所懸命頑張っていける所存でございますので、どうか議員の皆様方にもご指導ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、誠に措辞でございますけれども私の就任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） はい、ありがとうございました。石橋新議長と議長席を交代します。皆さま、ご協力ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程の追加③ 新議長発議 ）

●石橋議長（石橋純二） ここでお諮りをいたします。先ほどの議長の選挙に伴い、申し合わせにより議席の変更をする必要が生じました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。ここで暫時休憩といたします。

—— 午前 11時 3分 休憩 ——

( 漆谷副議長は石橋議長へ辞職の申し出 )  
( 配布：議事日程 ( 第1号の追加3 ) )

—— 午前 11時 4分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第3 議席の変更)

●石橋議長(石橋純二) 再開をいたします。追加日程第3。議席の変更を行います。議席は、会議規則第3条第3項の規定により、議長においてただいま着席されておりますとおりの議席に指定いたします。

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加④ 新議長発議 )

●石橋議長(石橋純二) 先ほど、漆谷副議長より口頭をもって副議長の辞職願いがなされました。地方自治法第117条の規定によって、漆谷副議長は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

( 事務局長誘導により漆谷副議長退席 )

●石橋議長(石橋純二) ここでお諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題にいたしたいと思っております。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前 11時 6分 休憩 ——

( 配付：議事日程(第1号の追加4) )

—— 午前 11時 7分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第4 副議長辞職の件)

●石橋議長(石橋純二) 再開をいたします。追加日程第4。副議長辞職の件を議題といたします。漆谷光夫氏の副議長の辞職を許可することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、漆谷光夫氏の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。ここで漆谷議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により漆谷議員入場)

●石橋議長(石橋純二) 漆谷議員にお知らせをいたします。あなたより出されておりました副議長の辞職願いは許可されましたのでお伝えをいたします。ここで休憩といたします。議員の皆さんは第2委員会室へお集まりください。

—— 午前 11時 9分 休憩 ——

(議員懇談会)

(選挙準備)

—— 午前 11時 20分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加⑤ 新議長発議 )

●石橋議長 (石橋純二) 再開をいたします。副議長の辞職により副議長が欠員となりました。お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

●石橋議長 (石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行うことに決定をいたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前 11時 21分 休憩 ——

( 配付 : 議事日程 ( 第1号の追加5 ) )

—— 午前 11時 21分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第5 副議長の選挙)

●石橋議長 (石橋純二) 再開をいたします。追加日程第5。副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

(事務局長が議場2か所施錠を確認)

●石橋議長（石橋純二） ただ今の出席議員数は13名でございます。会議規則第31条第2項の規定によって立会人は2名とし、7番和田議員、8番宮田議員を立会人に指名いたしたいと思っております。これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、立会人に7番和田議員、8番宮田議員を指名いたします。それでは投票用紙の配布をいたします。

（投票用紙配布）

●石橋議長（石橋純二） 念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（事務局長、投票箱の点検を行う）

●石橋議長（石橋純二） 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順番に投票してください。それでは記載をお願いします。

（記載）

●石橋議長（石橋純二） それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票してください。

●井上事務局長（井上義博） 失礼いたします。それでは議席番号と氏名を読み上げますのでお願いします。1番奈須議員。2番鍵本議員。3番野田議員。4番日高議員。5番瀧田議員。6番平野議員。7番和田議員。8番宮田議員。9番漆谷議員。10番大屋議員。11番中村議員。12番辰田議員。13番石橋議員。

(最後に議長が議長席で投票)

●石橋議長(石橋純二) 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これより開票を行います。7番和田議員、8番宮田議員開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票：事務局長開票。議長、7番和田議員、8番宮田議員は立会。)

●石橋議長(石橋純二) 選挙の結果を報告いたします。投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。有効投票のうち、大屋議員9票、漆谷議員3票以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、大屋議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(事務局長が議場出入口2か所解錠を確認)

●石橋議長(石橋純二) ただ今副議長に当選されました大屋議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。大屋議員あなたが邑南町議会副議長に当選されました。ここで新副議長に承諾のご挨拶をお願いいたします。

(自席で)

●大屋議員(大屋光宏) 多くの皆様のご指示をいただきまして、副議長にならせていただきました。大変ありがとうございます。お約束したとおり、議案審査におきまして、皆さんの議員活動がしっかりでき議論が尽くせるよう皆さんをサポートしていきたいと思っております。ある人からこういう場では、右も左もわかりませんがよろしく願います、って言うもんだと言われました。本当はわかるんだけどね。その心は謙虚さを忘れないよという意味だそうです。初心を新たにいたしまして、謙虚さを忘れず皆さんのために働きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、新副議長の就任の挨拶を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程の追加⑥ 新議長発議 ）

●石橋議長（石橋純二） 先ほど、浜田作木線改良促進特別委員会の委員6名全員から、また議会改革特別委員会の委員7名全員から、口頭をもって委員を辞任したいとの申し出がありました。ここでお諮りをいたします。浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を追加日程第6から追加日程第11として、また、議会改革特別委員会委員の辞任の件を追加日程第12から追加日程第18として、日程に追加し議題にいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を追加日程第6から追加日程第11として、また、議会改革特別委員会委員の辞任の件を追加日程第12から追加日程第18として、日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前 11時 33分 休憩 ——

（ 配付：議事日程（第1号の追加6） ）

—— 午前 11時 33分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第6 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。追加日程第6。浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、漆谷議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(漆谷議員、退席)

●石橋議長（石橋純二） 本日、漆谷議員から浜田作木線改良促進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、漆谷議員の浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております漆谷議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により漆谷議員入場)

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員にお知らせをいたします。提出されておりました浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第7 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件 )

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第7。浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、中村議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(中村議員、退席)

●石橋議長（石橋純二） 本日、中村議員から浜田作木線改良促進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、中村議員の浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております中村議員の除斥を解きます。

（事務局長誘導により中村議員入場）

●石橋議長（石橋純二） 中村議員にお知らせをいたします。提出されておりました浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第8 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第8。浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。私議長の石橋は、直接に利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。議長の私が退場いたしますので、その間の議長につきましては大屋副議長にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

（石橋議員、退席）

●大屋副議長（大屋光宏） 議長が除斥により退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が行わせていただきます。本日、石橋議員から浜田作木線改良促進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

●大屋副議長（大屋光宏） 異議なし認めます。したがって、石橋議員の浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております石橋議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により石橋議員入場)

●大屋副議長(大屋光宏) 石橋議員にお知らせをいたします。提出されておりました浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。これで議長としての職務は全て終了いたしました。皆様のご協力誠にありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第9 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件 )

●石橋議長(石橋純二) 追加日程第9。浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により日高議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(日高議員、退席)

●石橋議長(石橋純二) 本日、日高議員から浜田作木線改良促進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、日高議員の浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております日高議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により日高議員入場)

●石橋議長(石橋純二) 日高議員にお知らせをいたします。提出されておりました浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第 1 0 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件)

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第 1 0。浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 1 1 7 条の規定により鍵本議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(鍵本議員、退席)

●石橋議長（石橋純二） 本日、鍵本議員から浜田作木線改良促進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、鍵本議員の浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております鍵本議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により鍵本議員入場)

●石橋議長（石橋純二） 鍵本議員にお知らせをいたします。提出されておりました浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第 1 1 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件 )

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第 1 1。浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 1 1 7 条の規定により奈須議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(奈須議員、退席)

●石橋議長（石橋純二） 本日、奈須議員から浜田作木線改良促進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、奈須議員の浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております奈須議員の除斥を解きます。

（事務局長誘導により奈須議員入場）

●石橋議長（石橋純二） 奈須議員にお知らせをいたします。提出されておりました浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第12 議会改革特別委員会委員の辞任の件）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第12。議会改革特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により中村議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

（中村議員、退席）

●石橋議長（石橋純二） 本日、中村議員から議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、中村議員の議会改革

特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております中村議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により中村議員入場)

●石橋議長(石橋純二) 中村議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第 1 3 議会改革特別委員会委員の辞任の件 )

●石橋議長(石橋純二) 追加日程第 1 3。議会改革特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 1 1 7 条の規定により瀧田議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(瀧田議員、退席)

●石橋議長(石橋純二) 本日、瀧田議員から議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、瀧田議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております瀧田議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により瀧田議員入場)

●石橋議長(石橋純二) 瀧田議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。



~~~~~○~~~~~

(追加日程第 1 4 議会改革特別委員会委員の辞任の件)

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第 1 4。議会改革特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 1 1 7 条の規定により、漆谷議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(漆谷議員、退席)

●石橋議長（石橋純二） 本日、漆谷議員から議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、漆谷議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております漆谷議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により漆谷議員入場)

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第 1 5 議会改革特別委員会委員の辞任の件 )

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第 1 5。議会改革特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 1 1 7 条の規定により和田議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(和田議員、退席)

●石橋議長（石橋純二） 本日、和田議員から議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、和田議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております和田議員の除斥を解きます。

（事務局長誘導により和田議員入場）

●石橋議長（石橋純二） 和田議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第16 議会改革特別委員会委員の辞任の件）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第16。議会改革特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により平野議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

（平野議員、退席）

●石橋議長（石橋純二） 本日、平野議員から議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、平野議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております平野議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により平野議員入場)

●石橋議長(石橋純二) 平野議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第 1 7 議会改革特別委員会委員の辞任の件 )

●石橋議長(石橋純二) 追加日程第 1 7。議会改革特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 1 1 7 条の規定により野田議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(野田議員、退席)

●石橋議長(石橋純二) 本日、野田議員から議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、野田議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております野田議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により野田議員入場)

●石橋議長(石橋純二) 野田議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第 1 8 議会改革特別委員会委員の辞任の件)

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第18、議会改革特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により鍵本議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

（鍵本議員、退席）

●石橋議長（石橋純二） 本日、鍵本議員から議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、鍵本議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております鍵本議員の除斥を解きます。

（事務局長誘導により鍵本議員入場）

●石橋議長（石橋純二） 鍵本議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。ここで休憩とさせていただきます。議員の皆さんは第2委員会室へお集まりください。

—— 午前 11時 55分 休憩 ——

（議員懇談会）

—— 午後 3時 4分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（日程の追加⑦ 新議長発議）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。お諮りいたします。総務教民常任委

員会委員、産業建設常任委員会委員、議会運営委員会委員の任期は、令和5年5月11日をもって満了となります。本日新たに議会広報公聴常任委員会も設置をされました。常任委員会委員の選任を追加日程第19として、議会運営委員会委員の選任を追加日程第20として、浜田作木線改良促進特別委員会、議会改革特別委員会委員の辞任に伴い、特別委員会委員の選任を追加日程21として、また、邑智郡総合事務組合議会議員、邑智郡公立病院組合議会議員、江津邑智消防組合議会議員の辞職願いが各組合において受理されたことに伴い、各組合で欠員となった議会議員選挙を追加日程22から24として追加のうえ、順次議題にいたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任を追加日程第19。議会運営委員会委員の選任を追加日程第20。特別委員会委員の選任を追加日程21。邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を追加日程第22。邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を追加日程第23。江津邑智消防組合議会議員の選挙を追加日程第24として議題とすることに決定をいたしました。ここで休憩とさせていただきます。そのままでお待ちください。

—— 午後 3時 7分 休憩 ——

( 配付：議事日程(第1号の追加7)

常任委員会委員の選任

議会運営委員会委員の選任

浜田作木線改良促進特別委員会委員の選任

議会改革特別委員会委員の選任 )

—— 午後 3時 7分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程 第1号の追加7

常任委員会委員の選任)

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。追加日程第19。常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。総務教民常任委員会委員、産業建設常任委員会委員、議会広報公聴常任委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、総務教民常任委員会委員、産業建常任委員会委員、議会広報公聴常任委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。尚、議会広報公聴常任委員会においては、邑南町議会委員会条例第8条第1項及び第2項の規程により正副委員長の互選が行われ、互選の結果について報告がございました。正副委員長の互選結果、委員長、中村議員。副委員長、日高議員。以上であります。

~~~~~○~~~~~

（追加日程 第1号の追加7  
議会運営委員会委員の選任）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第20。議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程 第1号の追加7

特別委員会委員の選任)

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第21。特別委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。浜田作木線改良促進特別委員会委員、議会改革特別委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、各特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。



（追加日程 第1号の追加7 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第22。邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは指名をさせていただきます。邑智郡総合事務組合議会議員に、中村議員、宮田議員、和田議員、石橋議員を指名いたします。お諮りをい

たします。ただいま指名いたしました4名の議員を邑智郡総合事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました中村議員、宮田議員、和田議員、石橋議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡総合事務組合議会議員に当選をされました4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程 第1号の追加7  
邑智郡公立病院組合議会議員の選挙 )

●石橋議長(石橋純二) 追加日程第23。邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは指名をさせていただきます。邑智郡公立病院組合議会議員に、辰田議員、漆谷議員、平野議員、鍵本議員、石橋議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま指名いたしました5名の議員を邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はありませんか。



(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました辰田議員、漆谷議員、平野議員、鍵本議員、石橋議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡公立病院組合議会議員に当選をされました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

(追加日程 第1号の追加7
江津邑智消防組合議会議員の選挙)

●石橋議長(石橋純二) 追加日程第24。江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは指名をさせていただきます。江津邑智消防組合議会議員に、辰田議員、石橋議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま指名いたしました2名の議員を江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました辰田議員、石橋議員が江津邑智消防組合議会議員に当選されました。ただいま、江津邑智消防組合議会議員に当選をされました2名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、15時25分とさせていただきます。

—— 午後 15時 15分 休憩 ——

（執行部着席）

—— 午後 15時 25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（議長就任あいさつ）

●石橋議長（石橋純二） それでは、再開をいたします。ここで、執行部の皆様へ私のほうから一言ご挨拶をさせていただきます。本日の議長選挙におきまして、議員の皆様からご推挙いただきました。誠に光栄であり、本当の身の引き締まる思いでこの場に立たせていただいております。邑南町も、令和5年度6年度たいへん大きな事業を抱えております。私ども議会といたしましては、議論を通じより良いものになりますよう、互いに切磋琢磨しながら突き進んでつもりでおります。また、全国的なことでございますけども、議員のなり手不足あるいは議会に対する無関心、こういうことも多々ございます。これを我々としてどうしていくのか。また、町民の皆さんがこの議会に興味を持っていただくため、執行部の皆さんにもご協力をいただかなければならないことも、多々あろうかと思えます。そうしたことも通じまして、私ども議員も町民のみなさんの付託を受けて、この場に立たせていただいております。一人一人が主体的に取り組んでいかなければならないと、思っております。そうした中で、皆さんが、本当に思いきって仕事をできるように、そして発言ができるように議論ができるように、私は縁の下の力持ちではございませんが、しっかりと支えていくつもりでございます。どうぞ、皆様方力強いご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。たいへん、意を言い尽くせませんが、まことに措辞

簡単でございますけれども、これで私の就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。



( 閉会宣言 )

●**石橋議長（石橋純二）** 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和5年第3回邑南町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

—— 午後 15時 28分 閉会 ——